

岐阜県公報

目次

規則

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

(文化創造課)

ページ

規則

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十二号

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則(平成六年岐阜県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第二項中「第十二条第一号」を「第十三条第一号」に改め、同項第二号中「及びセミナー室」を削る。

第五条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改める。

第十一条を第十三条とする。

第十条中「第九条第五項」を「第十条第五項」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第十二条 第五条及び第七条から第九条までの規定は、条例第十一条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(条例第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に文化プラザの管理を行う場合について準用する。この場合において、第五条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第七条から第九条までの規定(見出しを含む。)中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条中「利用料金は」とあるのは「使用料は」と、

「利用料金延納申請書」とあるのは「使用料延納申請書」と、第八条（見出しを含む。）中「利用料金後納の」とあるのは「使用料後納の」と、「利用料金後納申請書」とあるのは「使用料後納申請書」と、第八条及び第九条第一項中「利用料金を」とあるのは「使用料を」と、第九条中「利用料金から」とあるのは「使用料から」と、「利用料金返還申請書」とあるのは「使用料返還申請書」と、「利用料金減免申請書」とあるのは「使用料減免申請書」と読み替えるものとする。

第九条中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第八条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項中「知事」を「指定管理者」に、「第六条第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に、「の使用料」を「の利用料金」に改め、同項第二号及び第三号中「使用料返還申請書」を「利用料金返還申請書」に改め、同条第二項中「第六条第四項」を「第七条第四項」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料減免申請書」を「利用料金減免申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「知事」を「指定管理者」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料減免承認書」を「利用料金減免承認書」に改め、同条を第九条とする。

第七条の見出し中「使用料後納」を「利用料金後納」に改め、同条第一項中「知事」を「指定管理者」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料後納」を「利用料金後納」に、「使用料を」を「利用料金を」に改め、同条第二項中「使用料後納申請書」を「利用料金後納申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「知事」を「指定管理者」に、「使用料を」を「利用料金を」に、「使用料後納」を「利用料金後納」に改め、同条を第八条とする。

第六条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項中「条例第六条第一項の使用料」を「利用料金」に、「使用料延納申請書」を「利用料金延納申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(利用料金の承認)

第六条 指定管理者は、条例第六条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第三号様式の二）を提出しなければならない。

別表一の表映像設備の部三十五ミリ映写装置の項を削り、同表その他の附属設備の部持込器具電源使用料の項中「持込器具電源使用料」を「持込器具電源」に改め、別表二

の表持込器具電源使用料の項中「持込器具電源使用料」を「持込器具電源」に改め、別表三の表を削り、別表備考を次のように改める。

備考

- 一 この表に掲げる額は、各時間帯区分（午前、午後及び夜間に限る。）ごとの額とする。
 - 二 時間帯区分の午前及び午後又は午後及び夜間に利用する場合の額はこの表に掲げる額に一・八を乗じて得た額と、時間帯区分の全日に利用する場合の額はこの表に掲げる額に二・五五を乗じて得た額とする。
 - 三 時間帯区分以外の時間帯に利用する場合の額は、三十分（利用時間に三十分未満でない端数があるときは、その端数を三十分として計算する。）につき、この表に掲げる額に六分の一を乗じて得た額に百分の百二十を乗じて得た額とする。
 - 四 前二号の規定により算出した額に十円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
 - 五 一の表その他の附属設備の部持込器具電源及び二の表持込器具電源の項に掲げる額は、利用者が持参した器具の定格消費電力量五〇〇ワット（定格消費電力量に五〇〇ワットに満たない端数があるときは、その端数を五〇〇ワットとして計算する。）ごとの額とする。
- 別記第一号様式注、別記第一号様式の二注及び別記第三号様式注中「とする」を、「「使用料の」とあるのは「「使用料金の」」と、「施設使用料」とあるのは「「施設利用料金」」と、「附属施設設備持込器具」とあるのは「「附属施設設備持込器具使用料」」とする」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式の2 (第6条関係)

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>利用料金承認申請書</p> | |
| <p>年 月 日</p> | |
| <p>岐阜県知事 様</p> | |
| <p>申請団体住所 申請団体名 代表者名</p> | |
| <p>印</p> | |
| <p>次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。</p> | |
| 施設名又は設備名 | |
| 区 分 | |
| 利用料金の額 | |
| 利用料金設定の理由 | |
| 備 考 | |

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

